

第113回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和5年2月21日（火）午後1時30分～午後3時20分

2 場 所 埼玉会館 6C会議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）
池田恵子、倉片憲治、桑田仁、平木いくみ

【意見開陳】

小嶋文、関野兼太郎、野口祐子、松本邦義

※事務局

商業・サービス産業支援課課長 小貝 喜海雄
商業・サービス産業支援課商業担当職員 3名

4 審議内容

県意見についての審議

（1）新設

- 新設（5条1項） （仮称）ドラッグコスモス本庄小島店
- 新設（5条1項） （仮称）新河岸ファッションモール店
- 新設（5条1項） （仮称）ケーズデンキ花園インター店
- 新設（5条1項） （仮称）ハードオフ・オフハウス久喜店
- 新設（5条1項） （仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形4丁目店
- 新設（5条1項） （仮称）ドラッグコスモス北本店
- 新設（5条1項） （仮称）草加松原団地近隣型商業施設街区計画

（2）変更

- 変更（6条2項） コジマ×ビックカメラ北本店
- 変更（6条2項） ベルク赤城町店
- 変更（6条2項） ロジャース新座店
- 変更（附則5条1項） 株式会社カワチ薬品本庄店
- 変更（附則5条1項） ビバホームプロ日高店

5 傍聴人 2名

6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただいた。

令和5年1月31日（火）	野口祐子委員
令和5年2月1日（水）	桑田 仁委員
令和5年2月1日（水）	倉片憲治委員
令和5年2月2日（木）	関野兼太郎委員
令和5年2月7日（火）	平木いくみ委員
令和5年2月9日（木）	小嶋 文委員
令和5年2月10日（金）	池田恵子委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

●新設（5条1項） （仮称）ドラッグコスモス本庄小島店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県として口頭意見として付すかどうか審議したいと思います。追加で御意見等ありますか。

【委 員】

口頭意見としたほうが設置者に伝わるのですか。口頭意見までしなくても審議の内容が設置者に伝わるようであれば、口頭意見として対処すべきか判断の目安をいただきたいと思います。

【議 長】

基本的に審議会で議論したものが設置者に伝わるわけではありません。口頭

意見として伝えてくださいと言ってはじめて設置者に伝わるものです。

【事務局】

県意見の有無にかかわらず、法8条4項に基づく通知書は、設置者に必ず直接県から手渡しをいたします。その際に審議会でこういった議論がありましたということは県から口頭でお伝えするというのは可能でございます。

【議 長】

口頭意見なので文書では残らないけれども、審議会としては議論になったことを伝えて欲しいということであれば、やはり口頭意見として審議会で決めたほうがよいです。

【委 員】

資料5の委員事前説明をまとめたものを口頭意見に付すということによいと思います。

【議 長】

私の意見ですが、駐車場出入口に面した道路は狭く、車歩道分離がされておらず、またこの道路は小学校の通学路でもあることから、児童生徒も含め歩行者の交通安全に配慮されたいというところは口頭意見としてよいと思います。

街路灯については確認事項ということで、意見というほどでもないと思いますが、街路灯が少ないため、駐車場の出入口付近の歩行者の安全が懸念され、このことに対し店舗の照明等で配慮できないかというところですが、街路灯は市が管理していることなので、これを設置者に求めるのは筋が違うかなと思ったところです。

この審議会では、「光害」問題とかもあるためむしろ照明を抑えてくださいということのほうが多いようです。

このため街路灯の関係のところを審議会で述べるのはいかがなものかと思いました。

事務局、御意見がありましたらお願いします。

【事務局】

経済産業省指針では、大型店の設置者に法的に求めうる負担の内容と水準は、社会的にみて合理的とみなされるものでなければならないとされています。

例えば、インフラの整備などは一義的には公共部門が対応すべき問題であり、また、既に発生している渋滞や騒音等の問題の解消など出店者に責任を問うことが適当でないものもあると指針に書かれています。街路灯の整備につきましては、商店街で設置することはあるかもしれませんが、基本的には公共部門が対応するものだと思います。

【委 員】

議長の御意見に賛成です。交通安全の配慮について口頭意見を付すというこ

とですね。

【議 長】

口頭意見とし、「駐車場出入口に面した道路が狭く車歩道分離がされておらず、またこの道路は小学校の通学路でもあることから、児童生徒も含め特に歩行者の安全に配慮されたい」でいかがでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）新河岸ファッションモール店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県として口頭意見として付すかどうか審議したいと思います。追加で御意見等ありますか。

【議 長】

確認事項の街路灯につきましては先ほどの議論もありますし、設置者から照明を計画していますとの回答もありますのでここについては触れなくてよいのかなと思います。

右折入庫については、県警と協議の上で渋滞緩和と安全対策となるとのことですので、こちらも触れる必要はないと思います。

交通安全について、口頭意見としまして、「川越市から出されている同市自転車放置防止条例の遵守及び交通安全対策に関する意見について誠実に対応していただきたい。特に計画店舗の隣が小学校であるため、周辺に通学路に指定されている道路もあることから、駐車場の出入口を含め児童生徒の安全に配慮されたい」でいかがでしょうか。

【委 員】

議長の御提案に賛成ですが、右折入庫が安全とはいえ、通常の交通に比べ危険度は増すと思いますので、交通安全の徹底ということで「右折入庫もあり、より安全に配慮されたい」ということを設置者に伝えていただくとよいかなと思いました。

【議 長】

右折入庫の件も加えて、交通安全により配慮されたいという意見を付すということとしてよいですか。

（全員了承）

【議 長】

夜間の騒音はどうでしょうか。

【委 員】

予測地点Cですが数値上で超えているところがあります。事務局の説明にあ

りましたように当事者の方に設置者から事前に説明をされているようですので、今後の配慮に関して念押しをするということによいかと思います。

【議 長】

附帯意見までしなくてよいということでしょうか。

【委 員】

口頭でお伝えして、当事者にはすでに説明は済んでいるようですけどこちらとしても留意しているので引き続きよろしくお願ひしますといったところでしょうか。

【議 長】

事前説明で委員から御意見のありましたように口頭意見として、「夜間に発生する大型車両走行音が規制基準値を上回っており、設置者からは低速走行の徹底等、周辺住民の生活環境への配慮を徹底されるとのことだが、特に最も影響を受けられる近隣住居には生活環境への影響にご注意いただきたい。また、周辺住民から騒音の苦情などがあった場合には誠意をもって対応されたい」でよろしいでしょうか。

【委 員】

はい、設置者に念押しをしていただければと思います。

【議 長】

それでは、交通と騒音について両方とも口頭意見に付すということによいでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称） ケーズデンキ花園インター店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明で御意見があったのは、騒音に関してですがいかがでしょうか。
予測地点Bの荷さばき施設付近のことでしょうか。

【委 員】

騒音予測の数値上では規制基準値を下回っていますが、図面を見る限り、荷さばき施設が住居にあまりに近いので注意を促したいと思いました。

ただ荷さばきの時間帯が昼間だけですので、それも短時間だということですので大きな問題にならないかもしれませんが、位置関係からして注意を促しておきたいと思います。

【議 長】

口頭意見でしょうか。

【委 員】

はい。

【委 員】

口頭意見に賛成でして、予測地点Bというより、荷さばき施設付近の近隣住居という言い方ですと他の住居も入るのでよいかと思います。

【議 長】

御提案としまして、荷さばきに伴う騒音ということでしょうか。

【委 員】

はい、そうですね。

【議 長】

それでは、口頭意見としまして、「荷さばきに伴う騒音について近隣住居の生活環境への影響に御注意いただきたい」でよろしいでしょうか。

（全員了承）

●新設（5条1項） （仮称）ハードオフ・オフハウス久喜店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における意見としましては、久喜市の意見のとおり交通安全の配慮をお願いしたいという意見がありますが、これについて誠実に対応していただきたいという口頭意見でよろしいでしょうか。

（全員了承）

【議 長】

騒音についての御意見についてはいかがでしょうか。

【委 員】

資料1の40ページのとおり、表4-1の表の下が住居のようです。一見見えないですけど、等価騒音の予測地点AとBの中間あたりに、実は一番近い住居があるのではないかと思います。K5に給排気口があり、予測地点から離れたところに騒音源があるため念のため注意をいただきたいと思いました。

【議 長】

「給排気口の設置場所に近い住居について騒音による生活環境への配慮をお願いしたい」という口頭意見でしょうか。

【委 員】

はい。

【委 員】

事前説明によると、この建物は最初からあったものでK5の給排気口は新たに設置されるものではないため、現状で問題がなければ問題ないかもしれませんが。

【議 長】

これは建物を増床するということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

現状で問題がなければ問題ないかもしれませんが、予測地点から離れていますので、もしかしたら注意する対象になっていないかもしれないですので、念のためという意見です。

【議長】

それでは口頭意見として設置者にお伝えするということでよいですか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明の御意見では交通と騒音、キュービクルについてありました。
まず、交通について駐車場1と2の間の道路について御意見ございますか。

【議 長】

今回、住民意見が出ています。住民意見では、駐車場1と2の間の道路について危険性があるのではないかという御意見がございます。交通量が多くないとはいえ歩行者の安全が懸念されるということです。口頭意見として、「住民意見にもあるように、駐車場1と駐車場2の間の道路が狭いので歩行者の安全に配慮されたい。開店後は交通状況に注視していただき、必要な交通安全対策をされたい」でいかがでしょうか。

【委 員】

口頭意見として賛成いたします。実際に店舗側の立場にたって考えると、住民が自由に使える道路であれば知っている人は使ってしまうと思います。そういった場合に、店舗側としてどういう対策をとれるのかと。非常に難しい印象を受けました。

口頭意見として設置者に伝えていただくのは非常に重要だと思います。

具体的にできる対策として何があるのでしょうか。今までの前例とかありますか。

【事務局】

来退店経路について、お店のホームページに載せることや売り出しチラシに掲載して周知する方法が一般的です。多少大きなお店ですと経路上に予め誘導員を置いておいて車を誘導するところもございます。

この規模の店舗ですと誘導員の設置は負担が大きいかなと思います。ホームページやチラシなどで周知することが一般的かと存じます。

【委 員】

これを口頭意見として付せば設置者は対応していただけるのでしょうか。

【事務局】

日用品を扱っているお店で、店舗の近くにお住まいの方がお客様でございますので、お店としても良好な関係を築くのを大事に考えるところが大半でござ

います。一般的には周辺のお住まいの方が何か意見があったならば対応を考えてくださる店舗が一般的です。

【議 長】

開店後も交通状況に注視していただきを付け加えるということによいですか。

【委 員】

はい。

【事務局】

委員への事前説明の中で、駐車場1と駐車場2の間に横断歩道がないことに対して、設置者が考える歩行者の安全確保対策についての確認がございました。設置者に確認したところ、歩行者用の出入口を2か所設けること、乱横断にならないように注意喚起の看板を出すという回答がありました。

【事務局】

図面ではわかりませんが、この道路をさらに北に進むと幅員が狭くなり、その先に県営住宅があって、ここまで行くと道路が広くなります。

【議 長】

結構抜け道として使われているのですか。

【事務局】

南側、北本市のほうに1万㎡を超えるヘイワールドというショッピングセンターがありまして、17号を通ると混んでしまうので抜け道としてこの道路を使う車がいるらしいです。

それについては、今回設置者に求めるにしても対応策はないのかなと思います。

【議 長】

ここで審議会の意見として、具体的に誘導員を設置することを求めるのは、行き過ぎかなと思います。

そこで先ほどの意見がよいと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

はい、そうですね。今までの経験から店舗として十分に対応がとられるようであれば注意喚起でよいと思います。

【事務局】

口頭意見として設置者にお伝えをすることで、これまでの経験から道路管理者とも協議して何かできることを考えていただけたと思います。

【議 長】

では、今の交通の意見に関しては先ほどの口頭意見をお伝えすることでよいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

キュービクル、騒音の関係についていかがでしょうか。

【委 員】

図面で言いますと、資料1の50ページの左上にある予測地点a、高圧で送られてきた6,600Vの電流を100Vまたは200Vに落とす変圧器があるところでは、

まず、そもそも騒音レベルが高い大きなキュービクルのようです。夜間最大値の予測地点aで50デシベルを超えていますので多分大きなサイズのものだと思います。

さらに北西側が住居に面してしまして予測地点Aで、離れた場所で42.3デシベルということで基準値である45デシベルを下回るという結果ですので、数値上ではクリアするかもしれませんが、よく騒音の苦情現場で測定するのですが、これは問題になりかねない位置関係だと思います。

このため設置者がどこまで意識されているか、あるいは住民の方々も50デシベルを超えるようなキュービクルが家の南側前面に置かれるということがどういうことなのか理解されている上のことなのかよく分からないですけど、お互い設置者側も一般住居の方ももし意識されていないようでしたら問題になりかねませんよと予めお伝えしておきたいと思います。

【議 長】

直近住居外壁まで下がれば基準値内におさまるということで、影響を受ける住居へ説明に行かれたということもないのですね。

【事務局】

それについては設計会社、コンサルタント、設置業者もこれで問題ないとは考えておらず、遮音壁の設置など話し合ったそうです。ただ実際に夜中に最大出力で音が出るのかわからないですし、人によって音の捉え方が異なるため、とりあえず稼働してみて、騒音が大きいという話になったときに風通しとか日照に影響しないレベルでどんなことができるのか相談しましょうというやり取りをされているそうです。

【委 員】

一般住居の方が気にされなければすむ話ですが、キュービクルは休むことな

ないですので電気をすべて落とさない限りずっと動いていますし、夜間も同じ状態で振動してしまうのですね。対策をとるなら早めに、かといってちょっと動かせばよいというものではなく、一回置いてしまうと簡単に移動できないものですので、本当にこの場所に置かないとだめですかという感じがします。

【議 長】

口頭意見ではなく附帯意見にしたほうがよいですか。

【委 員】

そうですね。事務局が説明されたとおり、そこまで設置者が認識されているならば、口頭意見に対して、これからも気を付けます、注意していきますとの回答が得られればと思います。

【議 長】

審議会として附帯意見として文書で出したほうがよいということですか。

【委 員】

そうですね。

【事務局】

事後の環境変化に対しての対応等を求めるというのは、附帯意見のひとつの趣旨ではあります。

【委 員】

先ほどの口頭意見と違って、大丈夫ですよ、念のため申し上げますけどというよりもっと強いレベルで言えるとよいと思います。

【議 長】

附帯意見とし、「キュービクルの設置場所が住居に近く、特に騒音による生活環境に配慮されたい。店舗開店後に苦情があった場合には、防音壁の設置等の誠実な対応をお願いしたい」でよろしいでしょうか。

【議 長】

防音壁の話も出ているということでしたよね。やるかどうかは別として。

【委 員】

今から設計変更はできないでしょうね。大変でしょうね。

騒音の対策をしたら、防音壁かキュービクル全体をブロックで囲ってしまうとかですね、そういうやり方になります。

【議 長】

附帯意見で出すならば防音壁の設置等具体的に言ったほうがよいですね。

【委員】

はい。

【事務局】

夜間最大値の原則である敷地境界で規制基準値を超えており、直近住居がキュービクルにかなり近い距離にございまして、やはり実際に営業を開始してみても、また機械も古くなってくると音が大きくなって参りますので、事後の対応についても設置者に伝えることは必要であると思います。

【議長】

附帯意見として、「キュービクルの設置場所が住居に近く、特に騒音による生活環境に配慮されたい。店舗開店後に苦情があった場合には、防音壁の設置等の誠実な対応をお願いしたい」でよろしいでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）ドラッグコスモス北本店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前の意見としては、北本市の意見に沿って交通安全に配慮をお願いしたいとありました。口頭意見に付するかどうかですがいかがでしょうか。

【議 長】

それでは、口頭意見として「北本市から出されている交通安全対策に関する意見について、誠実に対応していただきたい」でよろしいでしょうか。

【委 員】

念押しとしてよいと思います。

（全員了承）

●新設（5条1項）

（仮称）草加松原団地近隣型商業施設街区計画

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

こちらについても交通と騒音の御意見が問題になると思います。

まず交通に関しては、事前の御意見のとおり「計画店舗は団地内住民等の歩行者による利用が多いと見込まれるとともに、店舗周辺は通学路に面していることから特に歩行者の安全に配慮されたい」という口頭意見を付すということでしょうか。

（全員了承）

【議 長】

騒音についてはいかがでしょうか。

【委 員】

騒音規制法の特定施設について事務局から説明いただいたとおりで、該当なければ結構です。ただ騒音でいろいろ問題が起きた現場で測定するのですが、審議会とは別の話ですが、届出していませんでしたというのが現地調査に行った時に結構あります。問題が起きてから調べに行ったら騒音の基準を超えていましたと、市区町村から指導が入るなんて話がありますので、そういうことがなければよいと確認のための質問です。問題がなければ結構です。

おそらく施設自体は大きいですが、個別空調になっていて、ひとつひとつの室外機のコンプレッサーの出力が小さいのでしょうかね。なので7.5kW以上のものがないと、それならそれで結構かと思います。

ふたつめですが、室外機等について個々の騒音のレベルが低いものであっても、これだけの数があれば全体として騒音レベルは大きくなってきますので、やはりそういった意味で生活環境に負荷をかけているということは指摘しておいて、これから営業するにあたって常に留意していただきたいなと思います。

交通に関しては夜間の駐車場制限等で対応していただくといたしまして、室外機等と交通についてあわせて騒音の状況については常に御留意いただきたいと思えます。

【議 長】

そうしますと、夜間の騒音レベル最大合成値が規制基準値を大きく上回って

おりますが、直近住居外壁でぎりぎり規制基準値内におさまっていることから口頭意見でしょうか。

【委員】

そうですね。これ以上の対策を求めるとしても限界があると思いますので、念押しでしょうか。

【議長】

口頭意見として、「夜間の騒音レベル最大値合成は規制基準値を大きく上回っており、直近住居外壁でぎりぎり基準値内におさまっている。夜間における駐車場について一部利用制限をかけるとのことだが、空調室外機からの騒音についても店舗周辺住居の生活環境への影響に配慮されたい」でよろしいでしょうか。

(全員了承)

【委員】

場所的に、大規模、中規模の商業施設がないようですので、事前説明のときにもお伝えしたのですが、この地域全体として見たときにとっても潤いをもたらすような商業施設のようなイメージがいたします。

交通と騒音の問題さえ注意喚起していただければ、現時点ではよいのかなと思います。

(2) 変更

- 変更 (6条2項) コジマ×ビックカメラ北本店
- 変更 (6条2項) ベルク赤城町店
- 変更 (6条2項) ロジャース新座店
- 変更 (附則5条1項) 株式会社カワチ薬品本庄店
- 変更 (附則5条1項) ビバホームプロ日高店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明から、8～10(コジマ×ビックカメラ北本店、ベルク赤城町店、ロジャース新座店)の駐車場の位置の変更等については事前にも意見がございましたことから、意見なしということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

株式会社カワチ薬品本庄店に関しては通学路の確認をされていますがいかがいたしますか。

【委 員】

営業時間が変わり、児童生徒の通学時間帯と非常に微妙ですが重なるところがあると思ひまして確認をしました。

【議 長】

非常に微妙ですが特に意見を付すというところまでいかないでしょうか。

【委 員】

営業時間の変更に伴うのであらためて交通に対してですね、交通安全の配慮をお願いしたいというのを口頭意見で伝えてもよいかなと思います。

【議 長】

では、「通学路でもあることから交通安全に配慮されたい」として口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

12のビバホームプロ日高店ですが、事前の意見として早朝の車両の出入が増加するため、早朝時間帯は住居に近い場所の駐車場の使用禁止や出口①の使用禁止について検討することとあります。

私の意見としては、騒音の規制値を超えておりませんし、駐車場の利用制限を求めるのはいかがなものかと考えますが、御意見をお願いします。

【議 長】

審議会としては踏み超えていると思いますので、意見として出すのは反対です。

【委 員】

駐車場の使用禁止というのは、なかなかそこまでは行き過ぎかと思います。

一方で営業時間が午前6時30分ということで児童生徒の通学に完全にかぶっている時間帯ですので、先ほどの11番の株式会社カワチ薬品本庄店と同じように交通への配慮をお願いしたいと思います。

【議 長】

そうですね、「通学路でもあることから交通安全に配慮されたい」ということを口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

(3) 共通意見

【議 長】

事前説明の意見の中で、それぞれの当該地元商業団体を通じて地域連携を推進されたいという意見がございました。前回の審議会でも同様な御意見がございました。事務局、これに意見を付すことは問題ありませんか。

【事務局】

経済産業省が定めている大型店設置者が配慮すべき事項としまして、そういった地域貢献に関することへの配慮というものがありません。

もちろん地域の核として重要な施設になりますので街の賑わいとか交流の協力をするというのは求められるところではありますが、大規模小売店舗立地法の考えではあくまでは企業自らが判断すべきことということで整理をしています。

従いまして、大規模小売店舗立地法第8条4項に基づく県意見あるいは附帯意見ではなくて、埼玉県からガイドラインの遵守に関する協力をお願いするような形でやっているという、そういった整理になるのかと思います。

【委 員】

資料4に基づく説明はとても分かりやすかったのですが、経済産業省の基準にない項目として地域商業貢献がありますよというお話がまさしく今のお話につながるのかなとお伺いしていたのですが、今回の新設案件がすべて△の理由として地域の団体に入っていないというのが何件かの例でありましたので、そういうことなのかなと個人的には理解していますが、この基準というのは店舗側にはこういった基準で審議されるというのは何かの形でわかるようになっていきますか。それともあくまで審査するこちら側の項目事項であって、店舗側はここに掲げられている項目を把握されていない状況なのか、もしくは調べられる状況なのかということによって、もし店舗側がこういった項目を把握できるのであればこれがひとつの入ってくださいという促すことにもつながると思いますので、その辺りがどうなのかなとお伺いします。

【事務局】

委員の御質問としては、大規模小売店舗が地域商業貢献の項目としてどのように回答しているのか、公表されているのかということですか。

【委 員】

店舗運営者の側がこの項目について知っているかどうかということですが、

【事務局】

この項目自体というのは、埼玉県で出されている大規模小売店舗の手引きの中でガイドラインに関する配慮事項として記載項目に入れてあります。

【委員】

その項目の中身として、例えば地域の団体に入ることがこの地域商業貢献の審査項目の要素ですよということがわかるような形になっているのであれば、店舗側が自分の判断で加入するかどうかを意思決定しやすくなるのかなと。また促す要因にもなるのかなと感じました。こちらから強制して入るよう伝えるのはできないと思いますので、そういった工夫によって店舗側も入るモチベーションを与えるような書き方だったり、項目の打ち出し方をするのは地域の団体に入っていただく方法なのかと思いました。

【事務局】

現状、設置者に、地域商業貢献として、こんなことについてどうですかということで資料1の2ページのように、ガイドラインに基づく配慮事項として①地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力②商店街、商工団体への加入や共同売り出しやイベント等への協力など③地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮などに対して、こんなことができますと具体的に書いてくださいというお願いをしています。

【委員】

資料4の項目の評価はそういったところでされているということですね。

【事務局】

はい。また、大型店の方に判断していく材料のひとつとして出店エリアの商工団体がどんな活動をされているのか、そのような情報を可能な限り御提供して、商工団体への加入のインセンティブにしていただけないかということで声掛けをしております。

【議長】

共通意見の口頭意見として、「それぞれの当該地元商業団体を通じて地域連携を推進されたい」を付すということによろしいでしょうか。

【委員】

当該地元商業団体を通じてということは、なるべく商工団体等に入ってくださいねと言っているということですよ。この書き方でよいと思います。

【議長】

共通意見の口頭意見としてこれを加えるということによいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

事前意見の新設の共通意見としまして、通学路は来退店経路図にお願いしたいという意見がございますがいかがでしょうか。

【事務局】

これは図面の作成の仕方でございまして、特段定めがないですので、店舗周辺図に書いてくる事業者もございます。来退店経路と通学路がかぶってくるかどうかというのが一目で見られるのはよいかと思いますので、審議会の資料作成にあたっては配慮していければと思います。

【議 長】

今後に向けての話だと思しますので、事業者のみなさんをお願いしますという意味になるわけですね。

【委 員】

多分未来の案件に向かっただけのことだと思います。資料を作成するにあたってはわかりやすい資料をお願いしたいということでしょうか。

事務局から資料の作成をお願いする際に伝えていただければよいのかなと思います。

【委 員】

今回の1～7の新設案件を出された事業者に口頭意見としてフィードバックするものではないと思います。

【議 長】

はい、それではそのような対応でよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

新設及び変更についての共通意見として、来退店車両の左折入庫・出庫の徹底をお願いしたいとあります。

基本的に県警と協議した上で届出書を事業者が提出されると理解しておりますがいかがでしょうか。

【事務局】

左折入庫・出庫が交通安全上一番望ましいというのはそのとおりでございます。ただ、経済産業省の指針では、左折が絶対ではなくて、左折入庫とした場合に店舗周辺をぐるっと回り、生活道路に入らなければならないという問題が発生したり、あるいは交通量が少なく右折入庫・出庫をしてもそれほど渋滞が発生

しないなど、そういった場所では左折入庫・出庫が絶対ではないとしています。
警察本部もやはり指針に則して事業者には来退店経路の指導をしているもの
と思います。

【議 長】

敢えて共通意見としてこれを付すというのはどうでしょうか。
それぞれの事案によって状況が違うのでどうでしょうか。

【委 員】

この意見が出てきた背景は何かあるのでしょうか。委員の方がご覧になって
特段の理由がないのに左折入出庫がなっていない事例が多い場合は、もう一度
確認のために当意見を付すというのはわかりますが。

審議会としては指針に基づいて意見は出せませんので、少し無理があるかな
と思います。

【議 長】

今回の審議会では、(仮称)新河岸ファッションモール店が北側の市道に入っ
てから右折入庫するものがありました。それがきっかけでしょうか。

【委 員】

あまりに目に余るものであれば口頭意見を付すというのもありますが、そこ
までの背景があるのでしょうか。

【事務局】

御意見をされた委員は、資料5の確認事項にある、南側からの来退店車両は国
道254号から敷地北側の市道に入り、出入口2、3から右折入庫する理由を求
めるとともに、口頭意見としまして左折入庫・出庫のお話がありました。

事前説明では、この点に関して県警との協議の上で、交通渋滞を回避する理由
もあって最終的に右折入庫という結論となったと思われることをお伝えしました。
その後、設置者に確認し、右折入庫により渋滞緩和と安全対策につながるとの結
論となったことを委員にお伝えをしています。その後に委員からはお話はあり
ませんので、新河岸ファッションモール店については御理解いただけたのかと
思います。

委員としては、指針には原則とあるが駐車場の出入りは渋滞等を招かないた
めにも左折入出庫を図っていただきたいとの御意見でございました。

【委 員】

個別の問題なのか、全体の問題なのかによって審議会として意見を出すかど
うかわ変わってくると思います。

全体的に見られるのでしたら、この際確認のために、明確に審議会として意見
を出したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

【議 長】

これまでの審議会の案件の多くは、左折入出庫となっていました。そんな無理な入出庫はなかったと記憶しています。

今回の新河岸店で珍しく右折入庫となっていますので、あらためて共通意見として出す必要はないかと今のところ思います。いかがでしょうか。

もうちょっと様子を見たほうがよいでしょうか。

【委 員】

今後審議をしていく中で、あまりにも目に余るようであれば審議していくような感じでよいと思います。

【議 長】

今回の審議会では、共通意見として出すのは保留ということでしょうか。

【委 員】

私も新設、変更を含めて共通として口頭意見までいかないと思います。今後、これについては注意して、本当にこれはという右折事例が多い場合に考えるとうことでよいと思います。

【議 長】

それでは現時点では保留とし、今後必要に応じて検討するというものでしょうか。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 5年 5月 24日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 平木 いくみ

議事録署名委員 桑田 仁